fitコール

FTブロードバンドアクセスサービス約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

株式会社フォーバルテレコム (以下「当社」といいます。) は、電気通信事業法 (以下「事業法」といいます。) その他の法令の規定に基づき、このFTブロードバンドアクセスサービス契約約款 (料金表を含みます。以下「約款」といいます。) を定め、これによりFTブロードバンドアクセスサービスを提供します。

第2条 (約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

第3条 用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 ブロードゲート網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備 (伝送の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。) であって、当社が第1種電気通信事業者 (事業法第9条第1項の許可を受けた者をいいます。以下同じとします。) から提供を受けているもの
4 FTブロードバンドアクセスサービス (以下「本サービス」といいます。)	ブロードゲート網を使用して行う電気通信サービスであって、主として法人が利用するもの
5 本サービス取扱所	(1) 本サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所
6 加入契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
7 契約者	当社と加入契約を締結している者
8 契約者回線	当社との加入契約に基づいて、当社と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信設備であって、当社が第1種電気通信事業者から提供を受けているもの
9 回線終端装置	契約者回線の終端に位置し、端末設備との間の信号変換機能を有するメディアコンバータであって、当社が第1種電気通信事業者から提供を受けているもの
10 端末設備	回線終端装置の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内 (これに準ずる区域内を含みます。) 又は同一の建物内にあるもの
11 契約者回線等	契約者回線及び回線終端装置
12 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
13 自営電気通信設備	第1種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
14 自営端末設備等	自営端末設備及び自営電気通信設備
15 技術基準等	端末設備等規則 (昭和60年郵政省令第31号) で定める技術基準及び当社が提供を受けている第1種電気通信事業者が総務大臣の認可を受けて定めるIP通信網サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件
16 消費税相当額	消費税法 (昭和63年法律第108号) 及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法 (昭和25年法律第226号) 及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 本サービスの種類

第4条 (本サービスの種類)

本サービスには、料金表に規定する種類があります

第3章 本サービスの提供区域と営業時間

第5条 (提供区域)

本サービスは、当社が定める提供区域において提供します。

第6条 (営業時間)

本サービスを利用できる時間は、1日24時間、1週7日とします。

ただし、第28条 (利用中止) の規定により本サービスの利用を中止する場合は、この限りでありません。

第4章 契約

第7条 (加入契約の単位)

当社は、契約者回線1回線ごとに1の加入契約を締結します。この場合、契約者は、1の加入契約につき1人に限ります。

第8条 (契約者回線の終端)

当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社が第1種電気通信事業者から提供を受けている電気通信設備から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に設置される回線終端装置を契約者回線の終端とします。

2. 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

第9条 (加入契約申込みの方法)

加入契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う本サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 本サービスの種類
- (2) 契約者回線の終端の設置場所
- (3) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2. 加入申込者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等において賃貸借人その他契約者回線等の設置に利害関係人がいる場合は、当社またはその利害関係者が定める所定の書面等による入線承諾書を提出していただくことがあります。

3. 加入申込者は、法人 (又は法人に準じた団体) とします。

第10条 (下見調査)

前条に基づき加入契約申込があった場合、当社または当社が委託する者は、本サービスの提供の可否、提供可能時期及び料金等の調査を行います。

2. 当社は、前項の規定による調査を行った後に、その調査の結果を申込者に当社所定の方法により通知します。

第11条 (加入契約申込みの承諾)

当社は、加入契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りでありません。

2. 当社は、前項の規定により、加入契約の申込みを承諾するときは、そのことを当所定の方法によりその加入申込者に通知します。

3. 第1項の規定にかかわらず、当社は本サービスに必要な当社が第1種電気通信事業者から提供を受けている電気通信設備に余裕がない場合には、加入契約の申込みの承諾を延期することがあります。

4. 当社は、前3項の規定にかかわらず、次の場合には、その加入契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (2) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 加入申込者が、本サービスの料金その他債務の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあると当社が判断したとき。
- (4) 第43条 (契約者の義務) の規定に違反する恐れがあるとき。
- (5) 当社又は当社以外の電気通信事業者の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除又は本サービスの利用を停止されているとき。
- (6) 第9条 (加入契約申込みの方法) 第2項の規定による入線承諾書の提出がなかったとき。
- (7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、又は支障がある恐れがあると当社が判断したとき。

5. 当社は、前項の規定により、本サービスの加入契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ加入申込者にその理由等を当社所定の方法で通知します。

第12条 (最低利用期間)

本サービスには、最低利用期間があります。

2. 前項の最低利用期間は、本サービスの提供を開始した日から起算して次のとおりとします。

区分	最低利用期間
本サービス	1年間

3. 契約者は、最低利用期間内に加入契約の解除又は本サービスの種類の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を支払っていただきます。

第13条 (本サービスの種類の変更)

契約者は、本サービスの種類の変更の請求をすることができます。

2. 前項の場合において、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

3. 当社は、第1項の請求があったときは、第11条 (加入契約申込みの承諾) の規定に準じて取り扱います。

第14条 (契約者回線の移転)

契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

2. 当社は、前項の請求があったときは、第11条 (加入契約申込みの承諾) の規定に準じて取り扱います。

第15条 (契約者の氏名等の変更)

契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。

2. 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第16条 (その他の契約内容の変更)

当社は、契約者から請求があったときは、第9条 (加入契約申込みの方法) 第1項各号に規定する契約内容の変更を行います。

2. 当社は、前項の請求があったときは、第11条 (加入契約申込みの承諾) の規定に準じて取り扱います

第17条 (利用権の譲渡)

利用権(契約者が加入契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。) の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2. 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により本サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他の譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3. 当社は、前項の請求があったときには、第11条 (加入契約申込みの承諾) の規定に準じて取り扱います。

4. 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

第18条 (契約者の地位の承継等)

相続又は法人の合併若しくは分割等により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併若しくは分割後存続する法人又は合併若しくは分割により設立された法人は、当社所定の書類にこれを証明する書類を添えて当社又は本サービス取扱所に届け出ていただきます。

2. 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同じとします。

3. 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

第19条 (契約者が行う加入契約の解除)

契約者は、加入契約を解除しようとするときは、加入契約を解除しようとする日の1ヶ月前までに、そのことを本サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

2. 前項の加入契約の解除があった場合は、当社は第1種電気通信事業者から提供を受けている電気通信設備の資産等を撤去します。

ただし、撤去に伴い、契約者が所有又は占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要するときは、契約者にその復旧に係る費用を負担していただきます。

第20条 (当社が行う加入契約の解除)

当社は、第29条 (利用停止) の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その加入契約を解除することがあります。

2. 当社は、契約者が第29条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が判断したときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその加入契約を解除することがあります。

3. 当社は、電線類の地中化 (架空電線を地中電線に変更することをいいます。) その他の理由により当社が第1種電気通信事業者から提供を受けている電気通信設備の変更又は撤去を行わなければならないときは、その電気通信設備に係る加入契約を解除することがあります。

4. 当社は、前3項の規定により、その加入契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを当社所定の方法によりその契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

5. 第1項から第3項までの規定の加入契約の解除があった場合は、当社は第1種電気通信事業者から提供を受けている電気通信設備の資産等を撤去します。

ただし、撤去に伴い、契約者が所有又は占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要するときは、契約者にその復旧に係る費用を負担していただきます。

6. 本サービスを提供するにあたり当社が第1種電気通信事業者より提供を受けているブロードゲート網が、第1種電気通信事業者より提供されなくなるまたは、当社と第1種電気通信事業者との契約が終了する場合は、サービス終了の60日前までに当社所定の方法により、契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

第5章 付加サービス

第21条(付加サービスの提供)

当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、その契約者回線について料金表に定めるところにより付加サービスを提供します。

- (1) 付加サービスの提供を請求した契約者が、付加サービスの料金の支払を現に怠り、又は怠る恐れがあると当社が判断したとき。
- (2) 付加サービスの提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

第22条 (付加サービスの変更と廃止)

契約者は、付加サービスの変更又は廃止を行おうとするときは、そのことを本サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

2. 当社は、契約者がその加入契約を解除し、又は解除されたときは、当該加入契約に係る付加サービスを廃止します。

第6章 設備等

第1節 回線終端装置の提供等

第23条 (回線終端装置の提供)

当社は、本サービスの提供に必要な回線終端装置を提供します。

第24条 (回線終端装置の移転)

契約者は、回線終端装置の移転の請求をすることができます。

2. 当社は、前項の請求があったときは、第11条 (加入契約申込みの承諾) の規定に準じて取り扱います。

3. 当社は、契約者が契約者回線を移転したときは、当該契約者回線に係る回線終端装置を移転します。

第25条 (契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等)

契約者回線等の終端のある構内 (これに準ずる区域内を含みます。) 又は建物内において、契約者回線等を設置するために必要な場所は、その契約者から無償で提供していただきます。

2. 当社は、契約者回線等の設置等のために必要な場合には、契約者の承諾を得て、その契約者から提供していただいた場所に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

3. 加入契約に基づいて設置される契約者回線等その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から無償で提供していただきます。

第2節 自営端末設備の接続

第26条 (自営端末設備の接続)

契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準等に適合することについて指定認定機関 (事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき総務大臣が指定した者をいいます。以下同じとします。) の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

2. 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

- (1) その接続が技術基準等に適合しないとき。
- (2) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) その接続が電気通信設備 (当社が第1種電気通信事業者から提供を受けているものに限ります。以下この条において同じとします。) を損傷し、又はその機能に障害を与えると当社が判断したとき。
- (4) その接続が電気通信設備を利用する他の契約者に迷惑を及ぼすと当社が判断したとき。

3. 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前2項の規定に準じて取り扱います。

4. 契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備を取り外したときは、そのことを当社に通知していただきます。

第27条 (自営電気通信設備の接続)

契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている当社が第1種電気通信事業者から提供を受けている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

2. 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

- (1) その接続が技術基準等に適合しないとき。
- (2) その接続が電気通信設備 (当社が第1種電気通信事業者から提供を受けているものに限ります。以下この条において同じとします。) を損傷し、又はその機能に障害を与えると当社が判断したとき。
- (3) その接続が電気通信設備を利用する他の契約者に迷惑を及ぼすと当社が判断したとき。

3. 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、前2項の規定に準じて取り扱います。

4. 契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取り外したときは、そのことを当社に通知していただきます。

第7章 利用中止及び利用停止

第28条 (利用中止)

当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社が第1種電気通信事業者から提供を受けている電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

2. 当社は、前項の規定により、本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを当社所定の方法により契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

第29条 (利用停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、当社が指定する支払期日を経過してもお支払わないとき。
- (2) 料金その他の債務の決済に使用する契約者が指定する預貯金口座の利用が認められないとき。
- (3) 契約申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- (4) 第43条 (契約者の義務) の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備等に、第1種電気通信事業者が設置する他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (6) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社が第1種電気通信事業者から提供を受けている電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼす恐れのある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日を当社所定の方法により契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

第8章 料金等

第1節 料金

第30条 (料金)

当社が提供する本サービスの料金は、基本利用料、付加利用料及び一時金とし、料金表に定めるところによります。

第2節

料金の支払義務

第31条 (基本利用料等の支払義務)

契約者は、本サービスの提供を開始した日の属する月の翌月1日から起算して加入契約の解除又は付加サービスの廃止があった日の属する月の末日までの期間 (提供を開始した月と解除又は廃止があった月が同一の月である場合は、その月) について、料金表に規定する基本利用料及び付加利用料 (以下「基本利用料等」といいます。) の支払いを要します。

2. 前項の期間において、移転等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本利用料等の支払いは、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本利用料等の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その本サービスを全く利用できない状態 (その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。) が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間 (24時間の倍数である部分に限ります。) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本利用料等
2 契約者回線の移転に伴って、本サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する基本利用料等

3. 前2項の規定にかかわらず、基本利用料等の取扱いについて、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

4. 当社は、支払いを要しないこととされた基本利用料等が既に支払われているときは、当社所定の方法によりその料金を返還します。

第32条 (支払)

当社は原則として、毎月末日をもって各契約者について発生した債務を締めてこれを集計し、契約者は翌月23日に次条の支払方法にて支払うこととします。ただし、サービス内容によっては個別の所定日に債務を締めることがあります。

第33条 (支払方法)

契約者は、前条に定める支払日に当社に開いた口座から自動引落しにより、利用料金および一時金を支払うものとします。また、サービス内容によって、サービスの履行時、または個別の契約によって定められた支払方法によりお支払いいただく場合もあります。

第34条 (一時金の支払義務)

契約者は、加入契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する一時金の支払いを要します。

ただし、その工事の着手前にその申込みの取消 (以下この条において「取消」といいます。) があった場合又は第9条 (加入契約申込みの方法) 第2項の規定により本サービスの種類の変更を行う場合は、この限りでありません。この場合、既にその一時金が支払われているときは、当社は、その一時金を当社所定の方法により返還します。

2. 工事の着手後完了前に取消があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して取消があったときまでに着手した工事の部分について、その料金を負担していただきます。この場合において、負担を要する料金の額は、その料金の額に消費税相当額を加算した額とします。

第35条 (債権の譲渡)

当社は、この約款の規定により、支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部又は一部を当社が第三者に譲渡することがあります。

2. 当社は、前項の規定により債権の譲渡を行う場合は、あらかじめ当社所定の方法によりその契約者に対して通知します。

第3節 割増金及び遅延損害金

第36条 (割増金)

契約者は、料金その他の債務の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額 (消費税相当額を加算しない額とします。) の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第37条 (遅延損害金)

契約者は、料金その他の債務 (遅延損害金を除きます。) について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。

第9章 保守

第38条 (契約者の維持責任)

契約者は、自営端末設備等を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

第39条 (契約者の切分責任)

契約者は、本サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備等に故障その他の原因のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2. 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、本サービス取扱所または当社が委託する者において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3. 当社は、前項の試験により当社が第1種電気通信事業者から提供を受けている電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社が指定する者を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備等にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第10章 損害賠償

第40条 (責任の制限)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社又は当社に電気通信サービスを提供している第1種電気通信事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。) にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、天災又は事変等その他の当社の責めによらない理由によりその本サービスが全く利用できない状態となる場合においては、この限りでありません。

2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間 (24時間の倍数である部分に限ります。) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する次の基本利用料等の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

- (1) 基本利用料等

3. 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4. 第2項の場合において、当社に電気通信サービスを提供している第1種電気通信事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、当社は、その第1種電気通信事業者から受領する損害賠償額を全ての契約者の損害賠償の合計額の上限として、その損害を賠償します。

5. 第1項及び第2項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いについて、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第41条 (免責)

当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2. 当社は、この約款等の変更により自営端末設備等の改造又は変更 (以下この条において「改造等」といいます。) を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

3. 社は、契約者が本サービスを利用することにより得た情報又はソフトウェア等については、その完全性、正確性、有用性又は適法性を保証しません。

4. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他人との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

第11章 雑 則

第42条 (承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその契約者に当社所定の方法により通知します。

ただし、この約款において特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第43条 (契約者の義務)

契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 加入契約に基づき第1種電気通信事業者から提供を受け設置された電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りでありません。
- (2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、その契約者回線等に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) その契約者回線等を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) その契約者回線等を本来の用途以外の用途に使用しないこと。
- (6) その契約者回線等を転貸、譲渡、質入等しないこと。
- (7) 本サービスの利用にあたって、本邦内外の法令等の定めに反しないこと。
- (8) 料金表の規定により当社が付与するユーザアカウント及びパスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことを速やかに契約事務を行う本サービス取扱所に届け出ること。
- (9) 本サービスの利用にあたって、次の行為を行わないこと。
  - ア 当社若しくは他人の知的財産所有権 (特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等) その他の権利を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為
  - イ 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為
  - ウ 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
  - エ 詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
  - オ わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
  - カ 無限連鎖講 (ネズミ講) を開設し、又はこれを勧誘する行為
  - キ 本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
  - ク 他人になりすまして本サービスを利用する行為 (偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。)
  - ケ 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
  - コ 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為
  - サ 本人の同意を得ることなく、他人が嫌悪感を抱く又はその恐れのある電子メールを送信する行為
  - シ 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営の支障を与える又は与える恐れのある行為
  - ス その行為がアからシまでのいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
  - セ その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為

2. 契約者は、前項の規定に違反してその契約者回線等を亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第44条 (通信の秘密の保護)

当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用又は保存します。

2. 前項の規定にかかわらず、当社は、刑事訴訟法その他の法令の規定に基づき強制の処分等が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条に基づき開示の請求があった場合には、開示請求の要件が充足されたときに限り当該開示の請求の範囲で通信の秘密に関する情報の一部を提供することがあります。

第45条 (個人情報等の保護)

当社は、個人情報等 (本サービスの提供に関連して知り得た契約者の個人情報であって、前条第1項に規定する通信の秘密に該当しない情報をいいます。以下同じとします。) を、次の場合を除き、契約者以外の第三者に開示又は漏洩しないものとし、かつ、本サービスの業務の遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとします。

- (1) 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター (以下「JPNIC」といいます。) 及び株式会社日本レジストリサービス (以下「JPRS」といいます。) 等の規則等に基づき個人情報等を利用するとき。
- (2) 契約者の同意を得て個人情報を利用するとき。

2. 前項の規定にかかわらず、当社は、刑事訴訟法その他の法令の規定に基づき強制の処分等が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条に基づき開示の請求があった場合には、開示請求の要件が充足されたときに限り当該開示の請求の範囲で個人情報等の一部を提供することがあります。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(技術的事項)

第46条 本サービスにおける技術的事項は、次のとおりとします。

物理的条件	Ethernet100BASE-TX
規格	IEEE802.3u
伝送速度	100Mb/s
ケーブル種別	カテゴリ5
	UTPケーブル
コネクタ形状	RJ45コネクタ
通信方式	全二重

第47条 (合意管轄)

当社は、契約者と当社の間でこの約款に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の裁判所とします。

第48条 (閲覧)

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第49条 (約款の発効)

当約款は2003年4月1日より発効します。

料金表

通則

(本サービスの品目)

1. 本サービスの品目は、下り最大100Mbps、上り最大8.2Mbpsまでの符号伝送が可能なものとします。

(注) 本サービスは通信速度および通信品質を保証するものではありません。

(本サービスの種類)

2. 本サービスには、次の種類があります。

種類	内容
コースA (商品名: FTブロードバンドアクセスAタイプ)	グローバルIPアドレスを利用することができないサービス

(料金の計算方法)

3. 当社は、契約者がその契約に基づき支払う基本利用料、付加利用料は、暦月に従って計算します。

(端数処理)

4. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

5. 契約者は、料金その他の債務に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。この場合において、契約者は、振込手数料を負担していただきます。

(消費税相当額の加算)

6. この約款の規定により料金表に定める料金その他の債務の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

第1 基本利用料

第1−1 本サービス (商品名:FTブロードバンドアクセス) に関する基本利用料

第1−1−1 適用

区分	内容
(1)提供区域の設定	ア 当社は、需要と供給の見込み等を考慮して本サービスの提供区域を設定します。
(2)ユーザアカウントの付与	ア 当社は、契約者に対し、ユーザID (契約者を識別するための英字及び数字の組み合せであって、当社がブロードゲート網内で提供する次の機能を利用するためのものをいいます。) を1個付与することにより、次の機能を提供します。 ① (3)欄に規定する電子メールの利用 イ 当社は、1のユーザIDごとに契約者が指定する1のパスワードを当社の認証装置に登録します。 ウ 契約者は、ブロードゲート網からパスワードの変更を行うことができます。 エ 移転期間中は、ユーザIDを利用することはできません。
(3)電子メールの利用	ア 当社は、契約者に対し、メールアドレスを1個割り当てます。 イ メールアドレスは、契約者がユーザID及びパスワードを利用することにより、登録することができます。 ウ 当社は、1のメールアドレスごとに契約者が指定する1のメールパスワードを当社の認証装置に登録します。 エ 契約者は、ブロードゲート網からメールアドレス及びメールパスワードの変更を行うことができます。 オ 契約者は、ブロードゲート網からアに規定するメールアドレスに対して送信されたメールの転送を行うことができます。 カ オの規定により設定できる転送先のメールアドレスの数は、最大3個までとします。 キ 電子メール容量は、最大105MB (別途申込み要) までとします。 ク 送受信可能な電子メールのサイズはメールボックスの容量に準拠するものとします。 ケ 移転期間中は、電子メールを利用することはできません。 コ 本サービスの接続環境以外からの電子メールの送受信はできません。
(4)グローバルIPアドレスの利用	ア 契約者に対し、グローバルIPアドレスの割り当ては行いません。
(5)本サービスの種類の変更	ア 契約者は、本サービスと当社が新たに開始するサービスとの間において本サービスの種類の変更の請求をすることができます。 イ 当社は、アの請求があったときは、第11条 (加入契約申込みの承諾) の規定に準じて取り扱います。 ウ アに規定する本サービスの種類の変更があったときは、その月の基本利用料については、変更前の本サービスの基本利用料を適用します。
(6)最低利用期間内に加入契約の解除等があった場合の料金の適用	契約者は、最低利用期間内に加入契約の解除があった場合は、第31条 (基本利用料等の支払義務) 及び料金表の規定にかかわらず、残余の期間に対応する基本利用料の額に消費税相当額を加算した額に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。 ただし、1−1−2 (料金額) に規定する利用料金にあっては、その残余の期間は、その解除があった日を起算日とする暦月数 (端数が生じるときは、切り捨てます。) により算出します。
(7)基本利用料の算定	料金額は、1−1−2 (料金額) に規定する金額とします
(8) 月間累積符号総量が一定量を超えた場合の取扱い	ア 当社は、契約者の月間累積符号総量 (契約者回線から発信される符号の総量を暦月単位に累積したものをいいます。以下同じとします。) が200GBを超える場合は、同程度又はそれ以上の符号を発生することがないように契約者に当社所定の方法により通知します。 イ アの規定の通知後に、当該契約者がなお同程度又はそれ以上の符号を発生する場合は、当社は、本サービスの利用を停止することがあります。 ウ 当社は、イの規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、なお本サービスの品質と効率を低下される恐れがあると当社が判断したときは、その加入契約を解除することがあります。 エ 当社は、ウの規定により、その加入契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを当社所定の方法によりその契約者に通知します。

第1−1−2 料金額

料金種別	単位	料金額
コースA	I契約回線ごとに月額	9,000円

第2 付加利用料

区分	単位	料金額
ユーザアカウント追加サービス (本サービスの基本機能によりあらかじめ付与されたユーザアカウントの他にユーザアカウントを追加することができるもの)	5ユーザアカウントまでごとに月額	900円
備考 本サービスにおいて追加することができるユーザアカウントの数は、20個までとします。		

第3 一時金

第3−1 本サービスに関する一時金

料金種別	単位	料金額
契約者回線の設置および契約事務に係るもの	1契約者回線ごとに	35,000円
契約内容の変更に係るもの	1契約者回線ごとに	1,000円
利用権の譲渡に係るもの	1契約者回線ごとに	4,000円
移転事務に係るもの	1契約者回線等ごとに	1,000円
契約者回線の移転に係るもの	1契約者回線ごとに	実費
回線終端装置の移転・交換に係るもの	1回線終端装置ごとに	実費
契約内容変更の拡張工事に係るもの	1契約回線ごとに	実費
回線終端装置の亡失及び毀損に係るもの	1回線終端装置ごとに	50,000円
契約者回線設置工事の着手後完了前の取消に係るもの	1契約者回線ごとに	35,000円
契約者回線設置工事の完了後の取消に係わるもの	1契約者回線ごとに	実費
備考 この表に規定する料金のほか、工事に要した実費を支払っていただくことがあります。		

提供会社:株式会社フォーバルテレコム 東京都千代田区神田錦町3-26 一ツ橋SIビル2F
お問い合わせ先:FTカスタマーサービス 0120-081-486

Ver. 20121001